

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（ 06-6208-9418 ）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）（ 06-6208-9437 ）
処分の名称	清算金分納許可
概 要	土地区画整理法では、従前地と換地を総合的に考慮して不均衡が生ずると認められるときには金銭により清算するものとしています。清算金の分納を希望する方は、清算金決定の通知があった日から施行者が別に定める期間内に分納の許可を申請しなければなりません。 この場合において、当該清算金を納付すべき方の資力が乏しいため5年以内に分割徴収することが困難であると認められるときは、10年以内において施行者が定める期間内に分割徴収することができます。分納を希望する方は、分納の許可申請書にその旨を附記するとともに、分割納付計画書及び資力が乏しいことを疎明する書類を添付しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第110条第2項 土地区画整理法施行令第61条第2項 大阪都市計画事業東淀川東部第1地区土地区画整理事業施行規程第23条第3項 （昭和55年11月27日 条例第49号） （大阪市例規URL） https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
審査基準	【5年以内の分納の場合】 次の場合に分納許可を行う。 ・清算金の納付義務があること ・清算金を納付していないこと ・特段の支障がないこと 【10年以内の分納の場合】 次の場合に分納許可を行う。 ・清算金の納付義務があること ・清算金を納付していないこと ・資力が乏しいことにより、5年以内に完納することが困難であること ・分納の許可申請書に資力が乏しい旨を付記し、また分割納付計画書及び資力が乏しいことを疎明する書類を添付すること ・特段の支障がないこと
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	提出期限は終了しています。
提出時期	提出期限は終了しています。
提出方法	清算金決定通知書を送付時に同封した清算金分割納付申請書を所管の区画整理事務所に提出。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）
ホームページ	
備 考	